

第3回療法食の在り方検討委員会の会議概要 (小動物臨床部会個別委員会)

- I 日 時** 平成24年7月27日(金) 13:30~16:30
- II 場 所** 日本獣医師会 会議室
- III 出席者**
- 【委員長】** 太田 亟 慈 愛知県獣医師会(犬山動物総合医療センター院長)
- 【副委員長】** 草場 治 雄 福岡県獣医師会副会長(室見動物病院院長)
- 【委員】**
- 片倉 伸 一 日本動物用医薬品協会広報委員会委員長
越村 義 雄 ペットフード協会会長
塩出 佐知子 P&Gイノベーション合同会社
研究開発本部安全性・薬事部
島田 次 郎 ロイヤルカナンジャパン合同会社
コーポレートアフェアーズディレクター
高橋 徹 北海道獣医師会副会長(高橋動物病院院長)
藤井 立 哉 ヒルズ ペット ニュートリション
アジア・パシフィック日本支社
マーケティング本部獣医チャンネル
マーケティングテクニカルマネージャー
藤原 伸 作 全国動物薬品器材協会副理事長
細井戸 大 成 日本獣医師会理事(小動物臨床部会長)
- 【農林水産省】** 國分 玲 子 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
(愛玩動物用飼料対策班)
小牟田 暁 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
(薬事監視指導班)
- 【本 会】** 山根義久(会長)、近藤信雄(副会長)、
矢ヶ崎忠夫(専務理事) ほか

IV 議 事

- 1 前回会議の検討結果（説明）
- 2 療法食に起因することが疑われる健康被害事例（説明・協議）
 - ア メーカー、ディーラー、関係業界団体の調査結果
 - イ 日本獣医師会の調査結果
- 3 委員会報告とりまとめに向けた検討（協議）

V 会議概要

- (1) 山根会長から、開会に当たり、大要以下の挨拶があった。
 - ア 非常に暑い中お集まりいただき感謝する。
 - イ 先般の台風並みの豪雨により、大きな被害を出した。かつての梅雨は荘厳でさえあったが、現在の梅雨は大暴れしており、被災地は混乱の極みであり、まるで現在の政治をみているかのようである。しかし獣医師会は、しっかりとした歩みを続けなければいけない。
 - ウ 先ほど、この委員会の進め方の打合せを拝聴していたが、方向性が決まってきたようである。この委員会では規制を設けるわけではなく、ガイドラインを作成し、より質の高い対応をしていこうというものである。
 - エ 本日も農林水産省から、お忙しい中、担当職員の方に出席をいただいた。ご指導をお願いするとともに、実りのある委員会になることを期待している。

1 前回会議の検討結果

事務局から前回会議の概要が説明され、内容について承認された。

2 療法食に起因することが疑われる健康被害事例

- (1) 事務局から、24日獣発第70号（療法食の使用方法等に起因することが疑われる犬及び猫に対する健康被害事例収集へのご協力のお願ひ）により、全国の構成獣医師から報告のあった、療法食に起因することが疑われる健康被害事例に関して説明がなされた。
 - ア 報告のあった事例は、犬で19事例、猫で18事例あった。
 - イ 症状に対する不適切な給餌事例や、給餌期間の誤認があったと思われる事例、副反応と思われる事例等があった。
- (2) 細井戸理事より、大要以下の補足説明があった。
 - ア アンケートの内容について、多くの獣医師の賛同を得ることができた。
 - イ 誤使用によって、健康被害が出ているだろうという意見は多いが、実際に

記録まで確認するには至らないケースも多かった。

ウ 継続的にアンケートを行うことで、データは現在以上集めることが可能であろう。

エ 尿石症や胃腸障害など、想像される事例が多く報告されたことから、定期的に継続してアンケート調査を行うべきか、行うとした場合の追加の項目などについて、教えていただきたい。

オ 事例としては認識しているが、アンケートを提出しなかった獣医師も多く、アンケート調査が浸透すれば、より多くの事例を把握できると思われる。

(3) 高橋委員から大要以下のような意見が出された。

ア 北海道獣医師会の小動物部会においても、療法食が起因と疑われる健康被害事例は絶対にあるが、書類として提出するのは現状では難しいという意見が多かった。ワクチンの副反応調査のように、その症例を診察の都度、記入するようにすれば、より多くの事例を臨床医から聞き取り、集めることができるのではないか。

イ このアンケート調査も、一回で終わらせず、継続的に県単位等で行えば、臨床現場での意識も高まり、症例の収集も容易になると思われる。

ウ 今回の論議からずれてしまうが、臨床現場からは、流通の部分に対する不満や意見も多い。

(4) 草場副委員長から大要以下のような意見が出された。

ア 療法食が起因と疑われる健康被害事例は、隠れた部分で沢山あるが、把握できなかつたり、病的な動物に治療目的で給餌しているので、因果関係が病状の進行かフードによるものかはっきりしなかつたりして、詳細がよく分かっていないのではないか。

イ しかし、今回は来年の6月の任期までにガイドラインを作成しなければならない。今回日本獣医師会が調査した結果と、前回の委員会で紹介された日本小動物獣医師会の結果とも、ある程度同様の結果が示されており、喫緊の問題となる疾患が、尿石症、栄養障害、アレルギー等に多いことが分かった。

ウ これらの療法食が、消費者（飼い主）にとってはどれも似ているために、獣医師の指導がないために誤使用が起こっており、製造者にも今後考えていく部分があるのではないか。

エ 少ないデータではあるが、これらを元にガイドラインを作成し、日本獣医師会においては継続した調査をするべきと思われる。

- (5) そのほか、出席者から大要以下の意見が出された。
- ア 流通段階では、あくまで獣医師に対してのみ療法食を販売している。
 - イ 獣医師は、療法食を扱っているという責任感をもち、飼い主には、もっと療法食に関する知識をもって貰わないといけない。
 - ウ 飼い主への啓発活動の一つとして、獣医師や動物病院との連携が奏功して、療法食の使用によって健康が維持できた、QOLが改善されたような良い例を紹介してはどうか。
 - エ 因果関係まで証明できないが、メーカーとしてはそのような事例の方が紹介しやすい。お客様相談室には、お礼の電話なども多く寄せられる。飼い主側の啓発活動として、有効なのではないか。
 - オ メーカーとしては、プラスの意見の方が集めやすい。禁忌の部分を強調しすぎるとマイナスイメージを生んでしまうことが懸念される。
 - カ 療法食を法で規制することはできないし、薬剤とも異なる。しかし、療法食には多分に健康に関与し得ることは、飼い主に知っておいて欲しいのが獣医師の意見である。
 - キ 療法食だけで、ある疾病が治った、改善されたというと薬事法に抵触するので、適切な治療とともに療法食を給餌した結果、治った、改善されたと紹介するのは可能である。
- (6) 藤井委員より EU と日本における療法食の規制について説明された。
- ア 療法食に関する EU の規定（指示 94/39/EC）及び各疾病に対する療法食について記載しなければならない項目に関し、資料に基づき説明された。
 - イ EU のガイドラインでは、療法食は疾病における食餌管理の関与の大きさに応じて2つに区分されている。
 - ウ 区分1には、慢性腎不全、尿石症、食物アレルギー、肥満、回復期などがある。
 - エ それぞれの療法食には、経過観察（推奨使用期間）があり、獣医師の定期的な診断が必要である。
 - オ 区分2には、急性腸吸収障害、糖尿病、慢性心不全、慢性肝不全、皮膚疾患などがある。
 - カ 日本のペットフードのうち総合栄養食に関しては、米国の栄養基準を元に、データを採り、試験結果についてはメーカー側で保管し、試験のリストに関して、ペットフード公正取引協議会に提出することになっている。
 - キ EU の規定では、栄養基準に各療法食に方向性はあっても数値はない。試験方法についても特に規定はないが、栄養組成については、日本の療法食に関しては、メーカー側が把握している。

- ク 製品の試験結果に関しては、第三者による評価ができることが望ましい。
- ケ ペットフード公正取引協議会に、定義に則した製品リストの提出をするように現在検討中である。

3 委員会報告とりまとめに向けた検討

(1) 島田委員から、海外のペットフード及び療法食に係る法体系について大要以下の説明があった。

ア オーストラリア・ブラジルはもっとも厳しい法規制がされており、療法食の審査・登録がなされている。次いで EU は、療法食の定義があり、定期的な確認・検査がされている。日本では、ペットフード法はあるが、療法食に関する定義はない。米国や中国にはペットフードに関する法律はないが、米国では各州ごとに規制が存在している。

イ EU の療法食基準は、比較的まとまっているが、20 年近く経過しているので、近く改訂の予定であり、日本の基準の参考になると思われる。

ウ オーストラリアでは、療法食は、薬剤と同様の規制がかかっている。製品の上市まで3～4年かかることもあり、現状では EU の基準を参考に、改正を検討している。

エ 日本では療法食の定義がないので、「自称」療法食が流通可能である。信頼性の欠ける療法食が多数出回ってしまうと、療法食自体の信頼性が薄らいでしまう危険性がある。

(2) そのほか、出席者から大要以下の意見が出された。

ア ペットフードの市場規模が減少傾向の中で、療法食の売り上げは右肩上がりの傾向がある。療法食に参入したい業者は多い中、定義や方向性をこの委員会で定めるのには、療法食の質を高めるために有意義である。

イ 療法食の定義やルール作りについて、ペットフード協会やペットフード公正取引協議会の規定ではカバーできない部分を、日本獣医師会や日本ペット栄養学会の協力を得ながら、何らかの仕組み作りをしていきたい。

ウ ペットフード協会は、ペットフードのメーカーの集まりなので、療法食の定義やルールを作成する場合は、日本獣医師会や農林水産省などの第三者的な機関が作成する方が望ましい。

エ 定義や栄養学的な部分に関しては、この委員会の議論すべき趣旨にそぐわない。現在販売されている療法食に関する問題に対しての委員会である。

オ この委員会で療法食の定義を規定するのであれば、ペットフード公正取引協議会で作成する療法食の定義にそのまま組み込んでしまうこともできるのではないか。

- カ 現状の最大の問題は、療法食に定義がないことである。
- キ まず、この委員会における療法食の認識をまとめてはいかがだろうか。
- ク 定義のない状態では、メーカーが「療法食」を名乗って、直接飼い主に販売することも可能で、そうなると、獣医師やディーラー、既存のメーカーにとっても大きな問題である。
- ケ ペットフード公正取引協議会では、規約の中に療法食の定義を明記するために、規約の変更を進めてきた。協議会会員のメーカーであれば、前述クのような問題は起こらない。
- コ 有識者による審査委員会のようなものを設置して適正な療法食を認定するしくみがあればよい。
- サ 日本獣医師会が療法食を認定するようしくみがフードメーカーとしては望ましい。
- シ 認証システムの構築等の問題は、この委員会レベルの話を超えてしまうし、早期の実現は難しい。現状の課題を本気で話し合っ、ひとつずつどう改善するかを明確にしないといけない。
- ス 現状から一步進んだ療法食に関するルール、システム作りをしていくかが、本委員会の課題であり命題である。
- セ EU の審査委員会と同様のシステムを作る、というような方向性は打ち出すことは可能である。
- ソ 飼い主に対する療法食の位置づけに関する PR も重要である。飼い主向けのパンフレット（環境省所管）の部分にも、療法食の在り方を掲載する方向で検討している。
- タ 飼い主に療法食をきちんと認知してもらえるようなシステム作りをしていくことが必要であり重要である。
- チ 飼い主が療法食を初めて知るのは、動物病院であることが多い。その際の、獣医師の適切なケアが、飼い主側への啓発の最大のチャンスである。より徹底した啓発をすることが望ましい。
- ツ 獣医師の詳細なインフォームドコンセントが、飼い主が次も動物病院で療法食を購入するための動機付けになるのではないか。
- テ 日本小動物獣医師会がポスターを作成し啓発しているが、あまり有効でない。日本獣医師会が関係することで、効果も上がるのではないか。
- ト 獣医師の倫理観の向上、療法食に対する意識改革をするには、どのようにすればよいのか。獣医学上の重要性だけでなく、ペットフードとしてのシェア（売上高）等まで意識、理解している獣医師はほとんどいない。その獣医師の手間を掛けさせまいとして、インターネットで購入している飼い主もいることを、どれだけの獣医師が理解しているか。獣医師が療法食を取り巻

- く環境を理解する必要があるのではないか。
- ナ そのためのガイドライン作りであり、ガイドラインを作成する意図になるのではないか。
- ニ 療法食のサンプルを、一般のフードの試供品と同様に動物病院で渡したり、待合室などに置いておくケースがあり、嗜好性が高かったため購入したいという相談があった。このようなことのないように、ガイドラインに盛り込むべきである。
- ヌ 獣医師が、嗜好性を考えていくつかの療法食を提示することがあるが、これを飼い主が、最良の療法食を提示せず、どれでも良いと理解されてしまうことがある。
- ネ サンプルの提供の仕方を、ガイドラインに盛り込んでよいのではないか。
- ノ ヒトの病者用食品では、厚生労働省～消費者庁が、何十回もの検討会を開いて決められている。流通規制はかかっているものの、健康被害のないように自主規制等が行われている。
- ハ 療法食についての知識は、一般の獣医師は相応に把握している。特に若い獣医師は、療法食を上手に利用し、相当の知識を有していることが多いが、それが活かされていないこともある。
- ヒ 療法食の適応外使用について、どの程度獣医師が必要としているのか、メーカーとしてどの程度歩み寄れるのか、農林水産省の協力・指導のもと、進めたい。
- フ 先の問題について、獣医師の求めに応じて、メーカーが資料を出すことは可能である。
- ヘ 自らの動物病院では療法食を販売せず、栄養指導料（処方箋）のみを出すところもある。
- ホ ガイドラインを作成して、良識ある獣医師と動物病院に守ってもらうしか方法はない。
- マ 長時間掛けて、飼い主に療法食の有効性を説明するのであれば、栄養指導料も必要なものではないか。
- ミ 栄養指導をするのは誰が適切か。栄養指導が療法食の販売等に重要であるとするのならば、獣医師等の公的資格者がその任に当たるべきであり、動物看護師の公的資格化がされていない状態では、その範囲やシステムをあらためて確立する必要がある。
- ム 栄養指導・栄養管理講座等を受講しているほとんどは、動物看護師なので、彼らの有効的な活用も考慮されるべき。
- メ 飼い主がインターネット等の通信販売に流れる理由としては、動物病院

の窓口で長く待たずにすむ、重いフードを運ばずにすむ等の利点が考えられる。ネットの手軽さや安さだけではない。信頼関係があれば金額に関係なく動物病院で購入する。長く待たされるのは、通信販売に流れる要因になるのではないか。

モ 療法食をどこで購入しようと、獣医師の指導の下に給餌し、獣医師の定期的な診察を受けるようにガイドラインに盛り込んでどうか。

ヤ 地方獣医師会等の組織による包括的な管理システムが構築できれば、通信販売により流れ、病畜の管理や利便性の向上も可能ではないか。

キ 療法食を使用するということは、病気の動物なのだから、一定期間定期的に動物病院での診察をみるのは飼い主としての責務ではないのか。

VI まとめ

- 1 本日の検討結果を踏まえ、以下のとおりとりまとめられた。
 - (1) 本日もいただいた様々な意見については、今後検討を進め、8月中にガイドラインの大枠と、委員会報告のそれぞれの章節の内容をまとめるとともに執筆担当者を決定する。
 - (2) 執筆担当者から提出された内容を踏まえ、報告書・ガイドラインの素案作成を進め、次回の委員会で内容を検討する。
 - (3) 次回の委員会は、10月29日(月)14:00から開催する。
- 2 太田委員長から、「委員会報告の内容について、執筆協力依頼があった場合にはどうか協力をお願いしたい。本日は長時間の活発な議論に感謝する」と挨拶された。
- 3 近藤副会長から、大要次の通りの挨拶と次回の委員会への期待と協力依頼が述べられ、会議を終了した。
 - (1) 本日の委員会出席に感謝する。
 - (2) 山根会長も述べられているように、本会としてもこの委員会に期待するところが非常に大きい。
 - (3) 療法食が誕生してから今日まで、療法食に携わってきた委員の皆様の忌憚ないご意見を拝聴すると、まるで不毛の大地に新しい息吹が感じられるようだった。
 - (4) ガイドラインを作成することで、療法食という新しい獣医療の分野を立ち上げるものとして、関係者が一致団結していただければ、日本の獣医療の更なる向上とそれによる一般市民への利益の還元につながるものである。引き続きご協力をお願いしたい。